

# 食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例の骨格

## 前文

安全で良質な食料が確保され、自然災害から守られ、緑と水の豊かな環境で生活できることは、県民の安全で安心できる豊かな暮らしの基本。  
森林、農地、海及び川のつながりにより、食料その他の農林水産物が育てられ、県土の保全や水源のかん養などの多面にわたる機能を発揮。  
県民が、同じ県土において生活している者として、安全で良質な食料等の確保と森林、農地、海及び川の有する多面的機能に対する認識を共有し、将来にわたり、都市と農山漁村とが調和した愛知の持続的な発展に資するために条例を制定。

## 定義(第2条)

「食料等」  
食料(食用に供する農林水産物)その他の農林水産物  
「森林等の有する多面的機能」  
県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、地球温暖化の防止等食料等の供給以外の多面にわたる機能

## 目的(第1条)

食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりを推進し、県民の安全で安心できる豊かな暮らしの実現に寄与する。

## 基本理念(第3条)

将来にわたる安全で良質な食料等の安定的な供給の確保、適切な消費及び利用  
将来にわたる多面的機能の適切かつ十分な発揮による安全で良好な生活環境の確保

## 県の責務(第4条)

総合的な施策の推進  
市町村、県民等との連携・協力

## 県民の役割(第5条)

食料等の生産活動、多面的機能に関する理解  
食料等の消費の改善・有効利用、県内産食料等の消費促進等  
県が行う施策への協力

## 食料等を生産する者等の役割(第6条)

食料等の供給の確保、多面的機能の発揮に対する主体的な取組  
県が行う施策への協力

## 基本計画(第7条) (施策を総合的かつ計画的に推進するための目標及び基本的な方針等)

### (県の施策)

## 都市と農山漁村の交流等(第8条)

都市と農山漁村との間の交流の促進  
情報の提供  
教育の充実  
食料等の消費及び利用に関する知識の普及等

## 自発的な活動の促進(第9条)

県民、事業者、民間団体が自発的に行う食料の消費の改善、森林、農地、海、川の適正な保全に資する活動を促進するための情報提供等

## 安全で良質な食料等の持続的な生産の確保等(第10条)

技術の開発と普及、生産者の経営管理能力の向上、食料等の生産基盤の整備の推進  
新たに食料等の生産を開始しようとする者に対する生産技術・経営方法の習得の促進  
県内産の食料等の県内外における消費及び利用の促進、食料等の流通体制の整備等

## 森林、農地及び漁場の適正な保全(第11条)

林地又は農地として利用すべき土地の利用の確保  
災害防止や環境との調和に配慮した森林、農地整備  
水質保全、水産動植物の生育環境の改善等

## 定住の促進(第12条)

農山漁村における就業機会の増大  
生活環境の整備等